

様式第4号（第11条関係）

基住第548号
令和8年2月17日

第5区 区長 井上 定男 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取り扱い

提案のあった通学路の安全対策について、要望があった箇所周辺は宅地造成が終わったばかりで最終的にどのような周辺環境になるか不透明な状況です。また現在通行する車両についても住宅建設車両や地元車両など特定が可能で一時的なものであるため、現状の対策としては移動可能な立看板や電柱幕設置と住宅会社への注意喚起を行います。

当該箇所の交通安全対策については彩の郷団地内の住宅が一定数建設された後、団地内の行政組合や周辺地域と協議を行いながら対策を検討します。

2 取扱いの理由

交通安全対策については、周辺環境（見通し、用地等）の状態や近隣住宅の同意状況、地域内外の車両通行の頻度などの把握が必要なため、それらの把握が可能な現地状況で検討を行います。